

「掲載例文①」

群馬県の最低賃金が改正されました

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金

群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)		1時間809円	発効日 平成30年10月6日
特 定 最 低 賃 金	【製鋼・鉄素形材製造業最低賃金】 群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金	1時間897円	発効日 平成30年12月20日
	【一般機械器具製造業最低賃金】 群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金	1時間886円	発効日 平成30年12月20日
	【電気機械器具製造業最低賃金】 群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1時間886円	発効日 平成30年12月20日
	【輸送用機械器具製造業最低賃金】 群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金	1時間886円	発効日 平成30年12月20日

- 1 群馬県最低賃金（地域別最低賃金）は、平成30年10月6日から改正発効しています。特定（産業別）最低賃金は、平成30年12月20日から改正発効します。
- 2 18歳未満又は65歳以上の方や、定められた軽易な業務に従事する方については、特定（産業別）最低賃金の適用から除外されます。
- 3 最低賃金の対象となる賃金には、臨時又は1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外・休日・深夜労働の増賃金、精進手当、通勤手当及び家族手当は算入されません。
- 4 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方等については、使用者が労働局長の許可を受けた時は、労働能力その他の事情を考慮して減額した額により最低賃金が適用されます。
- 5 派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

* 詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話027-896-4737）又は県内の最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局ホームページアドレス：<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/>